

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成十六年第八回定例会

平成十六年八月六日  
新宿区役所六階第二委員会室



《 議 事 日 程 》

議 案

- 日程第 一 議案第四十九号 平成十七年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について  
日程第 二 議案第五十号 平成十七年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について  
日程第 三 議案第五十一号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
日程第 四 議案第五十二号 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則の一部を改正する規則  
日程第 五 議案第五十三号 平成十七年度使用一般図書（学校教育法第一百七条の規定による教科用図書）の採択（追加分）について

報 告

- 一 新宿区幼保連携・一元化の取り組み状況について（学校運営課長）  
二 四谷地区三小学校統合協議会について（教育環境整備課長）  
三 新宿区第四次実施計画 新宿区第二次行財政改革計画（中間のまとめ）（教育政策課長）

協 議

- 一 平成十七年度使用一般図書（学校教育法第一百七条の規定による教科用図書）の採択（追加分）について

資料配布

- 一 第一回一斉学校公開実績報告  
二 スクール・コーディネーターの委託状況（平成十六年八月一日現在）

木島委員長

ただいまから、平成十六年新宿区教育委員会第八回定例会を開会します。  
本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。  
本日の会議録の署名者は、櫻井委員にお願いいたします。  
本日の議事日程については、あらかじめ委員に送付しておりますが、報告案件一件及び協議案件一件について追加が必要と認めましたので、新宿区教育委員会会議規則第九条に基づき、議事日程を変更いたします。  
報告案件として「報告三、新宿区第四次実施計画 新宿区第二次行財政改革計画（中間のまとめ）」についてを、協議案件として、「協議一、平成十七年度使用一般図書（学校教育法第一百七条の規定による教科用図書）の採択（追加分）」についてを追加いたします。  
変更しました議事日程及び報告案件、協議案件については机上に配付いたしました。

## 議 案

議案第四十九号 平成十七年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

木島委員長

それでは、議事に入ります。  
「日程第一、議案第四十九号 平成十七年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

議案第四十九号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「議案第四十九号 平成十七年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」御説明いたします。

今回、採択をお願いする小学校教科用図書は、平成十七年四月から使用する図書で、採択がえでございます。

当教育委員会におきまして、七月十六日に開催いたしました教育委員会第四回臨時会におきまして、小学校教科用図書審議委員会から採択の対象となるすべての教科用図書の調査、検討の結果について答申を受けました。答申を受けた当日、七月二十二日及び二十三日にわたって、教育委員会第五回及び第六回臨時会を開催し、審議委員及び各教科調査委員長から、学習指導要領による各教科の特性や審議の内容を各種目ごとに説明を受け、協議をいただいております。

そして、審議委員会の調査結果をもとに、十分な協議を行い、児童の実情を十分配慮し、公

教育指導課長

平かつ適正に各種目ごとに採択候補の教科用図書を一種に絞り込んでいただいたところでは、

本日、絞り込んだ理由を資料としてまとめておりますので、教育指導課長から説明をさせていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、私から平成十七年度使用小学校教科用図書絞り込み理由について、御説明をさせていただきます。

まず、種目、国語。採択候補、光村図書出版。絞り込み理由について申し上げます。

教員の指導計画が生かせる文学作品、説明文等の教材が多く、六年間を見通した発達段階に応じた系統性等、全体構成を工夫し、すべての学習の基礎となる言語能力を高める工夫がされていること。音読を含め、読書活動を推進する観点が明確で、児童の意欲を喚起する構成になっている。また入門期から多様な言語活動が展開できる構成になっていることなどがございます。

種目、書写。採択候補、光村図書出版。絞り込み理由、文字の形、組み立て、大きさ等、指導内容が具体的であり、また主体的な学習を促す詳細な説明があり、わかりやすい点である。筆の持ち方等、基本的な事項について、写真で具体的に示され、わかりやすいこと。また美しく見やすい字形なので児童にとってよい手本となるということでございます。

種目、社会。採択候補、東京書籍。絞り込み理由について、「つかむ」、「調べる」、「まとめる」、「伝え合う」が明確で、問題解決の流れに沿っており、児童にとって学習の進め方が具体的で、とてもわかりやすく主体的な学習を促す工夫がされております。單元ごとのタイトルのつけ方が適切であり、社会的事象をとらえやすく、また資料が精選されてございます。

種目、地図。採択候補、帝国書院。絞り込み理由について、地図の見せ方が真上、あるいは斜め上から見せる等、多様な地図の見せ方を学習したり、児童の興味や関心を引き出す工夫がされてございます。地図の色使いや色合いがよく、見やすくきれいであり、課題解決を進めていく上で効果的でございます。

種目、算数。採択候補、東京書籍。絞り込み理由、問題に対する説明がわかりやすく記述してあるとともに、みずから考える力の育成を大事に扱い、自己評価がしやすい構成になっております。習熟の度合いに応じた指導をしやすい工夫がされており、補充的な学習や発展的な学習に応じた適切な問題数を確保してございます。

種目、理科。採択候補、大日本図書。絞り込み理由について、学習の対象となる自然単元では、昆虫や植物等の教材が新宿区の児童の身近な生活体験に合った構成になっていて親しみやすいこと。各単元の項目の立て方がわかりやすく整理されており、項目に基づいた説明が

ら、みずから考えさせる手順になっております。また実験装置をつくりたくなるような例示や実験が多く、児童が理科を好きになるような工夫がされてございます。

種目、生活。採択候補、東京書籍。絞り込み理由、新宿の学校の指導計画に沿った内容配列になってございます。また身の回りに関連させた教材化しやすい題材が多く掲載されており、地域へ出かける等、体験活動に重点を置いてございます。教科書のサイズを大きくすることにより、写真や絵に迫力感が出ています。また写真や絵がきれいで美しく、児童にとっても身近に感じられると思います。巻末のポケット図鑑が切り離せることにより、児童の活動に広がりを持たせられます。

種目、音楽。採択候補、教育芸術社。絞り込み理由、従来からの親しみのある教材や、児童の関心、意欲を大切にしたい選曲等、音楽における感性を重視し、六年間を見通した題材構成がなされております。写真や絵が豊富できれいで、児童が将来にわたって音楽を愛する心や感性を育てる工夫や、音楽と朗読を組み合わせた活動等、幅広い活動を位置づけてございます。

種目、図画工作。採択候補、開隆堂出版。絞り込み理由、芸術をつくる意欲を大切にしたい構成であり、児童が主体的に製作活動意欲を引き出す作品例が多うございます。造形活動を人とのかかわり、生活とのかかわりの中に位置づけた題材を扱っていて、表現の楽しさやその喜びを味合うねらいが図れております。

種目、家庭。採択候補、開隆堂出版。絞り込み理由、製作活動における図や解説が丁寧でわかりやすく、工夫してつくりたいとする興味、関心、意欲を引き出す構成になっております。児童が日常生活の中で創意工夫していく力の育成や、男女共同参画社会を重視した構成で、自身の問題として自覚させる学習過程を通して、児童の主体的な課題解決能力を育成する工夫がされてございます。

種目、保健。採択候補、東京書籍。絞り込み理由、全体的に簡潔な表現が多く、児童に考える活動を重視した構成になってございます。また写真に実物を使っているものが多く、児童に正しい知識を身につけさせる構成になってございます。児童の生活の中で事故に対する危機回避能力の育成について詳細に扱っております。また児童に心の健康について重要性を訴えけるとともに、精神的な健康を大切に扱い、健全育成の今日的な課題に正対しております。

以上の意見が協議の中で出されましたので、絞り込み理由としてまとめました。

よろしく願いいたします。

採択の候補となる、教科用図書を当委員会として、一種に絞り込んだ理由は、今の説明のとおりでよろしいでしょうか。

木島委員長

教育政策課長

〔「異議なし」の発言〕

それでは、議案第四十九号の説明を続けさせていただきます。

以上のように、一種に絞り込みました採択の候補となる教科用図書について、前回の臨時会で教育長に議案としてまとめるように御指示をいただき、それをまとめましたのが、議案の二枚目の採択候補の教科用図書の一覧で、各種目ごとに採択候補の教科用図書を掲げた表になってございます。

提案理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十三条の規定に基づき、区立小学校教科用図書を採択する必要があるためでございます。

どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。前回の臨時会において審議の進め方については、全種目を一括して審議し、その後で一括して採択を行うということで、御了解を受けておりました。

それでは、議案第四十九号について、御質問がありましたらどうぞ。

御質問がなければ、御意見をどうぞ。

櫻井委員

もう十分に審議してきたと思いますので、これでいいと思います。

内藤委員

絞り込み理由で尽きているんですが、あえてつけ加えれば、採択する教科書の中には、あるいは学校調査の結果と若干違うものも含まれているかと思いますが、絞り込みの過程で、この委員会が重視したことは、教科書でとまるのではなくて、教科書からさらに先へ子供たちが勉強する意欲を、そういう意欲を子供たちが持ちやすいような教科書を選びました。

だから、学校でも先生方がこの教科書を利用して、教科書からさらに先へ先へと子供たちに興味を持たせていくような教え方を探ることを希望いたします。

木島委員長

ほかに。

〔発言の声なし〕

木島委員長

ほかに、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第四十九号 平成十七年度使用新宿区立小学校教材用図書の採択について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の発言〕

木島委員長

それでは、議案第四十九号は、原案のとおり決定いたしました。

---

議 案

議案第五十号 平成十七年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

---

木島委員長

続いて、「日程第二、議案第五十号 平成十七年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

教育政策課長

それでは、議案第五十号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「議案第五十号 平成十七年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」ご説明いたします。

平成十七年度に使用いたします中学校教科用図書については、法令の規定により、昨年度採択したものと同一のものを採択することになっております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十四条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされております。そして、この政令で定める期間は、同法施行令第十四条で四年と定められています。前回は平成十四年度に使用する教科用図書について採択がえを行いましたので、平成十七年度までの四年間、同一の教科用図書を採択するわけでございます。

議案は、昨年度採択したものと同一の採択候補の教科用図書の一覧となっております。

提案理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十三条及び第十四条の規定に基づき、区立中学校教科用図書を採択する必要があるためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

特に、御意見、御質問はございませんね。

〔発言の声なし〕

木島委員長

御意見、御質問がなければ、「議案第五十号 平成十七年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の発言〕

木島委員長

議案第五十号は、原案のとおり決定いたしました。

---

議案

議案第五十一号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

---

木島委員長

次に、「日程第三、議案第五十一号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育政策課長

議案第五十一号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「議案第五十一号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」に

ついてご説明いたします。

概要でございますが、新宿区スクール・コーディネーターの設置に伴いまして、生涯学習振興課地域教育係の担当事務を改める必要があるため、この規則を改正するものでございます。

三枚ちょっとめくっていただいて、一番最後のページでございますが、ここに新旧対照表がございます。この左側が改正後でございます。右側は現行でございます。この第十六条の地域教育係、真ん中辺でございますが、地域教育係のところでございますが、「(五)青少年委員に関すること。」を「スクール・コーディネーターに関すること。」と改正するものでございます。

改正内容でございますが、今お話ししたように、地域教育係の担当事務を青少年に関することからスクール・コーディネーターに関するものと改めるものでございます。

施行日は公布の日でございますが、適用日は平成十六年四月一日付でお願いしたいというふうに思います。

提案理由でございますが、新宿区スクール・コーディネーターの設置に伴い、生涯学習振興課地域教育係の担当事務を改める必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

御意見、御質問がなければ、「議案第五十一号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の発言〕

議案第五十一号は、原案のとおり決定いたしました。

木島委員長

木島委員長

議案

議案第五十二号 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長

次に、「日程第四、議案第五十二号 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第五十二号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「議案第五十二号 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、御説明いたします。

概要でございますが、スクール・コーディネーターの職務内容から、委嘱に際し、「学校長の同意を得て」委嘱することが相当であるため、この規則を改正するものでございます。

これも新旧対照表をごらんいただきたいと思います。一番後ろでございます。右が現行、左が改正後でございます。ここの委嘱の項、第四条、「かつ、地域の活動団体等と活発に交流している者のうちから、学校長の同意を得て、新宿区教育委員会が委嘱する」というものでございます。

施行日でございますが、公布の日で、適用日は平成十六年八月一日でお願いしたいと思っております。

提案理由でございます。新宿区スクール・コーディネーターの委嘱に際し、学校長の同意を得て委嘱することに改める必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

私だけがわからないのかもわからないですけども、これは五十一号議案とこの五十二号議案と、適用日が四月一日と八月一日になってはいますが、これは学校長の同意を得て委嘱するというのは八月一日になる理由をお聞かせ願えますか。

年度が改まりまして、スクール・コーディネーターを年度当初に配置できなかった学校に追加的に配置をする取り組みを現在行っているところでございますけれども、この八月一日に新しく委嘱をさせていただいた方がいらっしゃいます。その方につきましては、決定の段階で、学校長の確認をとっているものでございまして、年度が明けて最初の委嘱ということになるわけなんですけれども、この八月一日以降について、一連の事務上、学校長の確認をとるということで同じ扱いにしたいということから、八月一日に適用日を遡及をしてお願いをしたいということでございます。

何人がいらっしゃる中で、一人の方が八月一日に採用になるので、その後に合わせたということですか。

四月一日に委嘱をさせていただいております。その段階では、この学校長の同意というような規定はない中で委嘱をしているわけでございますけれども、それは昨年度中の委嘱に向けての取り組みの中で、青少年委員からの人選というような前提があつてのことでごました。年度が改まりまして、新たにスクール・コーディネーターの新規の委嘱のルールというものを定めてきているところなんですけど、地域団体等からの候補者の推薦を受けると、その場合に学校長との連絡をとった上で推薦をいただくわけなんですけど、この決定の際に、学校長の同意を得るといふことも、手続上きちんと明記をしておきたいということなんです。

ちょっとこれに絡んで、ほかの質問なんですけど、青少年委員に今まで任命された方が、健康診断書というのはいただいたんですか。というのは、スクール・コーディネーターに関して、

木島委員長  
櫻井委員

生涯学習  
振興課長

櫻井委員

生涯学習  
振興課長

木島委員長

生涯学習  
振興課長

胸部写真を撮って、健康診断書を必要とするというような話を聞いたのですが、いかがですか。

スクール・コーディネーターは青少年委員と異なりまして、学校に週一回以上出勤をする非常勤職員ということでございまして、直接子供と接触する機会も多いということから、学校職員に準じて健康診断をする必要があるというふうに考えたところから、スクール・コーディネーターについてはそのようにお願いしたいということです。

木島委員長

基本的なことをお聞きしますけれども、教職員の健康診断というのは、これは強制的ですか、それとも義務ですか。

教育指導課長

法令、学校保健法等がございまして、教職員は健康管理を含めて特に結核等の予防に努めなければなりませんので、義務として健康診断を課しております。またその報告をもらうことになっておりますので、学校関係以外のところで、いわゆる人間ドック等で検診すれば、その写し等をもってかえて報告していただくようになっております。

木島委員長  
生涯学習  
振興課長  
木島委員長

そうしますと、スクール・コーディネーターの件もそれに準じたというようなことですね。おっしゃるとおりです。

ほかに御質問。

〔発言の声なし〕

木島委員長

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第五十二号 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の発言〕

木島委員長

議案第五十二号は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で本日の議事は終了いたしました。

---

報 告

- 一 新宿区幼保連携・一元化の取り組み状況について
- 二 四谷地区三小学校統合協議会について
- 三 新宿区第四次実施計画 新宿区第二次行財政改革計画（中間のまとめ）

---

木島委員長  
山崎教育長

次に、事務局からの報告を受けます。

「報告三、新宿区第四次実施計画 新宿区第二次行財政改革計画（中間のまとめ）」については、予算と密接に関係があり、意思形成の過程にある案件の報告であり、非公開による報

木島委員長

告をお願いいたしたいと思います。

ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。

「報告三、新宿区第四次実施計画 新宿区第二次行財政改革計画（中間のまとめ）」についてを非公開により報告を受けることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の発言〕

木島委員長

それでは、報告三は、非公開により報告を受けることにいたします。

では、報告一及び報告二について、一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

学校運営課長

「報告の一、新宿区幼保連携・一元化の取り組み状況について」報告をさせていただきます。

資料の一枚目でございますけれども、七月一日付で、以前当委員会におきましても、兼務発令の関係で資料を提供させていただいているところでございます。その一番の(一)から(六)ということで、この幼保一元化の実現に向けての準備担当チームということで、PT組織を七月一日よりスタートしてございます。その中で一番から五番までが兼務発令の対象ということで、六番の山田企画部の副参事につきましては、特命の中に入ってくるという形の取り扱いになってございます。

また、教育委員会の職員としては、私、学校運営課長と五番の幼児教育主査の二人がその対象になっているところでございます。

ページをめくっていただきまして、資料の一でございます。

これは、この幼保連携・一元化に向けての推進体制としまして、推進検討委員会における設置要綱を定めたものでございます。今後、具体的な施策を検討するために、第一条のところに目的でございますが、検討委員会を組織するという事になってございます。構成につきましては、検討委員会、その下に作業を行わせるための作業部会ということで、二段構えになってございます。具体的な庶務については企画部の企画課が担当するところでございます。

次のページを見ていただきまして、具体的に別表の一のところにつきまして、推進の検討委員会の組織ということで、おおむね関係する部署、区長部局、それから教育委員会のメンバーが入ってございます。それからここには部長級、それから課長級の職員、それから学校現場の校長先生、併設園長という形で学校の責任者についても入っているところでございます。

別表の二の方につきましては、実際に作業をしていただく作業部会のメンバーということで、ここは係長級のメンバー、または現場の先生方として幼稚園、保育園の園長職、また教頭、主任のメンバーが入っているところでございます。

次のページの資料の二のところに、具体的に今の検討の推進体制の中の全体の状況を絵図で

示しているところでございます。私ども企画部に配属してございます幼保の準備担当職員副参事が四名、主査が二名、ここが事務局になりまして、区全体での組織体として上がってございます、右側でございますが、企画部長以下そこに書いてございます十八名のメンバーで、幼保連携・一元化推進検討委員会を組織してございます。その下に下命組織として作業部会、十八名の者がいて、そこで作業しているという形でございます。

私どものPTとの間で報告、付議、承認、そういったことをやりとりするという形になってございます。

また左端の方でございますが、この幼保一元化に向けては、愛日・中町での幼保の連携の関係と、四谷地域の統合の小学校における幼保の関係と二つございますので、その両方に分けてカリキュラムの検討チームが分かれております。そこのおのおのの該当の園の方たちも入って、現場の方の御意見も踏まえた上でのカリキュラム編成をしていきたいという思いでございます。

また、左側の上でございますが、四谷地域につきましては、小学校の関係で別に統合協議会という組織がございますが、幼保の関係につきましても、幼保園についてどのようなコンセプトで、またどのようなカリキュラムで、どのような施設構成でやっていくのかということにつきまして、地元との連絡する情報交換をしたいということで、懇談会の組織を立ち上げているということでの意見交換の絵図面が出てございます。この点については後ほどまた説明をいたします。

次の資料の三でございます。

ここからは、具体的な愛日・中町、それから四谷地区についての現行の説明についてのものでございます。この内容については、議会でも同じような報告をしているものでございまして、まず資料の三でございますが、基本方針につきまして、これは現状の保育園、幼稚園のサービスについて、それらのレベルを確保しながら幼保のメリットを打ち出そうということ、それから愛日・中町については、庭続きで二つの施設が隣接しているといった地域のその施設のメリットを生かした形での幼保の連携をしていきたいというふうに考えてございます。

また、そこの中には幼保の施設の間に、通路等を設ける必要性が出てまいります。これにつきましては、中町保育園の園児が一部、愛日幼稚園の方に移動されるという関係で、昼食を食べる施設として、昼食を運ぶための通路等、またそのために必要な施設の改修工事があるため、そういったことをやるということでございます。

二番のところでございますが、開設その時期は十七年の九月ということでございます。年度の途中ということでもありまして、これの年度の途中からやる大きな理由については、ここ

に書いてございませんが、この愛日幼稚園の二階については、小学校の体育館がございまして、そちらの耐震工事が次年度予定されるところでございますので、その工事後に幼保園は開設したいということ、九月の実施になっているところでございます。

また、年度の途中ということでもございますので、その年度から幼保園を本格実施することではなく、この九カ月間、十八年の三月までについては、移行期間としての措置期間としたいというふうに考えてございます。

実施内容、三番でございますが、十八年の四月からは本格実施ということで、現在考えているところは、以下の点でございます。

中町保育園については、現在の場所でゼロから三歳までの方の保育をしていく、愛日幼稚園のところには四部屋ございますので、そのうちの二部屋を使いまして、中町保育園を分園という形で、四歳、五歳児をそこで受け入れ保育をしていくということでございます。そういう関係から、中町保育園側については、空きスペースが出てまいりますので、三歳以下の定員を拡大して、待機児童の解消をしていくというふうな考え方でございます。

愛日幼稚園側につきましては、現行の場所におきまして、四歳、五歳児はそのまま保育をしていくわけでございますが、幼保園になるための一つのメリットとして、預かり保育、それから昼食の提供というものを基本的なサービスとして実施をしていきたいということでございます。

そういうことから、愛日幼稚園舎につきましては、幼稚園児と保育園児が四歳、五歳が同一の園舎で生活するというところでございますので、特にコアタイムといいたいでしょうか、九時から十四時の中の時間帯については、重なり合う部分がございますので、そこについては一定の理念のもとに合同のカリキュラム編成をしまして、合同保育をしていくという考え方でございます。

四番でございますが、十七年度の移行期間の考え方でございますが、カリキュラムの内容につきましては、現在精査をしている最中でございますが、こういった内容のもの、こういった行事を考慮し、保育をしていくか、そんなところも一気にやるということもなかなか難しいでございますので、この間を検証期間と考えながら、またお部屋についても一気に四歳、五歳を一緒に連れていくのではなく、そのあたりについては年齢を四歳、または五歳どちらか、ないしはその合同でいく可能性もございますが、対象年齢児についての移行については、若干の段階をステップを持っていきたいというふうな思いもございます。

また、その合同保育のプログラムの中身、預かり保育の提供の仕方、時間帯、それに対する職員の体制、また幼稚園児についての昼食の提供の仕方等について、現在検討中でございます。

すが、段階的にステップを追いながら、十八年度四月の実施を迎えるために、この段階については検証期間という形での対応をとってまいりたいと考えているところでございます。

五番については、そういった形で幼保園を実施するための必要な整備をしていきたいということでございます。

それから、六番につきましては、先ほどの検討委員会の作業部会を中心に、また必要に応じてその他の人間も加えまして検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、七番目は、あらあらの工事のスケジュールを書かせていただいております。平成十七年の九月スタートということから、通路の設置、幼稚園舎の改修については、八月までにやるということで、五月から八月ぐらいを想定しているところでございます。保育園舎の方の改修につきましても、同じようにその通路部分あわせた部分の関係がございますので、そういったところの改修が入ってきます。ただこちらの方については、末尾の方が書いてございませんのは、九月以降、保育園側の方の定員の拡大との絡みで、平成十七年の九月以降にも改修工事が入るために、始期だけを記載をさせていただいているところでございます。

最後に、幼保の連携の基本案については、先月からこの十二月までの間に、基本的な考え等を整理をし、その案を整備をしていきたいというふうに考えてございます。

次の、資料の四でございます。

四谷地域の進め方でございますが、先ほどの資料の二のところでもお話ししましたように、幼保園をつくるための地元地域との情報交換の窓口として、懇談会組織を立ち上げたいというふうに考えているところでございます。構成メンバーについては、四谷地域での幼稚園、保育園、小学校、保護者等の関係者で構成をしたいということで、全体的には十五名以内程度で対応をとってまいりたいというふうに考えてございます。

具体的にはそのソフト面として、どのような考え方、基本的なコンセプトはどうあるべきか、その指針と具体的なその四谷地域での合同カリキュラムをどうしていこうかという点と、それにあわせた形でハード面での施設整備をどうしていくか、このあたりを中心にお話し合いをさせていただきたいと考えてございます。

それで、現在その募集をかけやっております。現段階においては十三名の一応メンバーとしては上がってきてございます。それで八月に一回目をやらせていただきたいと思いますということで、そこからスタートして、先ほど申しましたように、カリキュラム編成については、後で出てまいります。ことしいっぱいぐらいを想定する中で御議論をさせていただきたいというふうに考えてございます。

大きな二番につきましては、施設面でのスケジュールということでございます。

木島委員長  
教育環境  
整備課長

一番の施設整備の予定のところでございますが、こちらについては小学校等の方の工事の関係と全く時期的には同じものになってございます。基本設計段階は七月の末から翌年の一月の中旬、実施設計については十七年の一月から十七年の六月の下旬ごろ、解体工事についてはそれに並行しまして十六年の十一月から十七年の三月末、それから建設工事については十七年十月から十九年の二月ごろまでということで、予定をしているところでございます。

二の幼保一元化指針等の作成に関しましては、先ほど申しましたように、指針のところのごとしの十二月ごろまでを予定してございます。カリキュラム等の検討などについては七月から、これはもう少し延びまして、再来年の十七年度いっぱいまでを想定しているところでございます。

そういったところをごさしまして、こちらの施設の開設は三番にありますように、十九年四月一日を想定しているところでございます。

以上でございます。

説明が終わりました。

報告の二、四谷地区三小学校統合協議会について報告いたします。

資料として、四谷地区三小学校統合協議会だよりのナンバー八を出しましたので、それをごらんください。

四谷地区の統合協議会は、四月二十七日の七回以降中断しておりました。幼保一元化施設の問題が出まして、そのことに関して説明してほしいということで、しばらく中断しておりましたが、去る七月二十日に四谷第四小学校で第八回の協議会がまた再開されましたので御報告いたします。

まず、事務局の方からは、幼保一元化施設の併設に関する経緯、四月二十七日以降、何回も趣旨説明を行ってまいりましたので、その経緯と今後の日程、また八月から四谷小学校新校舎の基本設計が始まること等について報告いたしました。

続きまして、幼保一元化担当副参事、学校運営課長に同席していただきましたので、学校運営課長の方から先ほど御報告があったような幼保一元化施設の計画について、報告をいたしました。

その後、基本設計、新校の基本設計に反映させるべく、新校の施設について委員の皆さんから御意見を伺ったということでございます。主な発言内容はそこに書いてございますが、委員からの御意見といたしましては、二つ目の点のところでございますが、設計を見せてもらえるのはいつかというような、なるべく早く見せてほしいとか、また、保育園の面積がないので、早く保育園と幼稚園と一体となった施設の提案をしてほしいですとか、意見が出され

ました。

その中で、第一回目の設計図面が九月末ごろにはできるというふうに考えているというようなことで、やりとりがあったということでございます。

以上のようなところが、第八回の統合協議会の御報告でございますが、今後の予定として、そこに事務局よりの情報提供として、四谷小学校建設計画説明会を八月十七日に旧四谷第一小学校の体育館で開催するという、また八月十九日からは埋蔵文化財試掘調査を行うというような情報提供も、統合協議会だよりであわせてしたところでございます。

以上でございます。

説明が終わりました。報告一について、御質疑のある方はどうぞ。

まず、報告一のPTって何の略ですか。

プロジェクトチームということで、その幼保一元化に向けての計画をするためのチームというふうなことでございます。

それから、中町と愛日とはどれくらい距離的に離れているんですか。

中町、愛日につきましては、庭続きで、まさしく塀一つで仕切られているということで、隣接しているという状態でございます。

幼保連携という場合は既存の保育園、幼稚園で、一元化という場合は初めから幼保一体の施設をつくると、そういう認識なんですか。

このあたりはなかなか言葉の定義自体に非常にいろんな含みがありまして、わかりづらいところでございますが、新宿区としましては、今回連携と一元化ということで整理をさせていただいております。

連携につきましては、施設が幼稚園と保育園二つある中で、その施設をそのまま活用しながら、ソフト面での合同保育と連携をしていこうというようなイメージが主たるところでございます。

一元化の方につきましては、四谷地域で小学校の敷地内に幼保の施設をつくり、同じ大きな施設の中に幼稚園児と保育園児が入ってきて、その同じ施設の中で幼保園をスタートさせたいというような思いでのことで、整理をさせていただいたものでございます。

それに関して、まだ名称は決まっていらないんでしょうけれども、決まるとすれば、連携も一元化も同じような、例えば幼保園というような形になるんでしょうか。

愛日・中町の場合には、条例等基本的にはいじらないで、幼稚園の保育サービス、それから保育園としての保育サービスというのは基本的にとっていきたいと思っておりますので、例えば委員おっしゃられた幼保園というふうな言い方になるのか、できれば愛称的なものを

木島委員長  
櫻井委員  
学校運営課長

櫻井委員  
学校運営課長

内藤委員  
学校運営課長

櫻井委員  
学校運営課長

櫻井委員

学校運営課長

つけて、外目には幼保のようなことをやっているというようなことをわかるようなものにはしたいと思ってございます。まだそのあたりの名称等は考えてございませんが、そういったことは考え合わせていきたいというふうに思っております。

四谷地区の方は、PTAの方々の御意見が出ていますが、この愛日・中町の方の保護者の方たちの御意見なり、受けとめ方というのは、どういったものがあるんですか。

今までも二、三回説明会なるものをしてきてございます。年度の途中でやるということについての若干の不安もあたりだっただんですが、これについては、幼稚園、保育園、別々に今は御希望なさって入っておられます。幼保園とはどういったものになるんでしょうかという、その具体的な中身についてのことはまだ決まっていまして、そういったものについての御心配というか、そういったところ。

それから、幼稚園の保護者につきましては、どちらかという働いていない保護者の方が多うございますので、どちらかという、園側に御協力はかなり積極的になさっておられて、PTA組織も非常にしっかりとしていってほしいと思います。片や保育園の場合については、フルタイムでお働きの保護者の方が多うございますので、保護者自身の幼保になったときの園に対するかわり方だったり、また子供さんについての生活のリズムといたしまして、基本的に幼稚園については九時から十四時、預かりをやったとしても十五時半ぐらいでございます。それに対して保育園については十一時間というのが基本的な時間帯でございますので、また午睡といたしまして、午後寝る時間帯が保育側にあたり、そのあたりの生活のリズムの差異がある中で、しっかりと保育ができていくのかどうか。また人員体制はどういうふうになっていくのか、そんなところでございましょうか。

それから幼稚園側につきましては、例年の募集時期が十月の中旬ぐらいに広報をかけて十一月に募集をするという段階でございますので、こちらの愛日の幼稚園についての募集時期等がずれるのかどうか。その点についての人気の度合いが今後どうなるかということで、その点の若干の逆に言うとありがたい御心配をしていただくようなケースがございました。

以上でございます。

ほかに。

実際に、こういうことというのは、一つを立ち上げることによって、いろいろまたそこから問題が出てくると思うんですね。特に保育となると、〇歳から三歳ですか、となると〇歳というのが非常に問題になってきますね。募集の時期とか、もう生まれるんだけれども、その予定日以降に募集があるのかとか、そういうことも絡んでしまいうわけで、非常に難しいところだろうとは思いますが、いかがでしょうか。

木島委員長

木島委員長

よろしいでしょうか。

〔発言の声なし〕

ほかに御質問がなければ、次に報告二について、御質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

〔発言の声なし〕

〔報告三 「新宿区第四次実施計画 新宿区第二次行財政改革計画(中間のまとめ)については秘密会で行うことの議決があったため、別途議事録を調整する。」

---

協 議

平成十七年度使用一般図書(学校教育法第一百七条の規定による教科用図書)の採択(追加分)について

木島委員長

次に、協議に入ります。

「協議一、平成十七年度使用一般図書(学校教育法第一百七条の規定による教科用図書)の採択(追加分)について」を協議します。

では、協議一の説明を教育指導課長からお願いいたします。

教育指導課長

いわゆる百七条図書、本区の養護学校並びに身障学級で採用する教科用図書について、追加がございましたのでここで御協議をいただければということで、協議資料を御用意させていただいております。

追加答申をさせていただきまして、よろしく御協議を願えればと思います。御迷惑をおかけしておりますが、過日この百七条図書については、この一覧になっているところから採択がされるということで、そちらのお席にも回覧をさせていただいて、この中から選ぶということで、一通り選んだわけなんです。実は、小学校から希望図書の一覧を送っていただいて、一括して書類を作成する段階で、大変申しわけなかったんですがミスがございまして、一部抜けてございます。その抜けたものを今回追加として表にまとめてございますので、ごらんいただければと。

なお、既にこれまでも採択されております書籍の中で、この表に載っているものを各学校等にもございますので、本日はすべてではありませんが、ほとんどのものについてはここに御用意してありますので、ごらんいただいて御検討賜りたいということでございます。

よろしくお願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

櫻井委員  
教育指導課長

この一覧表のこれだけこんなにたくさん追加があったということですか。  
まことに御指摘のとおりでございます。特に書写関係を中心に学校から追加の希望がありまして、追加で答申をさせていただいたところでございます。

木島委員長  
櫻井委員

よろしく願いいたします。  
以上の説明でございますので、よろしく。  
個人的な興味で伺ってしまうんですが、こういった本は本来は何を対象に出版されているものなんですか。一般の児童というか、幼児というか。

教育指導課長

いわゆる、教科書の無償制度に基づいて、文科省の検定の教科書はあるわけでございますけれども、養護学校、それから身障学級では、その教科書を使用してではなかなか指導が難しいという状況がございます。その上で文字を理解させたり、いろいろと物語を受けとめさせたいということで、指導上の工夫が生じてまいります。それ用の専用の図書も一部にはございますが、十分には整っておりませんので、そこで今ごらんいただいているんですが、文字が大きいとか見やすいとか、かなり絵本的になっているとか、工夫されておりますので、大部分は幼児用の書物として市販されているもののうち、この心身障害教育教科書調査研究資料等でリストアップされて、いわゆる身障関係でも十分に適切ではなかるうかという、そういったリストアップされたものの中から、各学校が選び出して活用しているというところでございます。

櫻井委員

また、身障の先生方も自身の足で書籍などを歩いて、いいものをメモされてこことリンクさせて探して活用しているという、そういう状況もございます。

木島委員長

よろしく願いいたします。  
要するにすみません、身障学級、養護学校用とうたっていないものはほとんど市販されているという判断でいいですね。

木島委員長

ほかに、何か御意見。よろしいでしょうか。  
〔発言の声なし〕  
御意見、御質問がなければ、追加して答申された学校教育法第七十条の規定による教科用図書を採択候補の教科用図書としてよろしいでしょうか。

木島委員長

〔「異議なし」の発言〕  
それでは、そのようにさせていただきます。  
協議一の協議は、終了といたします。

山崎教育長

議事日程の変更について、動議がございます。  
ただいま、協議がまとまりました平成十七年度使用一般図書（学校教育法第七十条の規定に

木島委員長

よる教科用図書)の採択候補の教科用図書について、しばしお時間をいただき、議案としてまとめ、本日の会議に議案として追加提案させていただきたいと思えます。

教育長から議事日程の変更について動議が出されました。

教育委員会会議規則第九条第二項では、日程変更の動議があった場合は、会議に諮り、討論を行わないでその可否を決めることになっております。

議事日程の変更についてお伺いいたします。

議事日程の変更を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の発言〕

木島委員長

それでは、議事日程の変更は原案のとおり決定いたしました。

ここで、一たん会議を休憩といたします。

休憩後、「平成十七年度使用一般図書(学校教育法第一百七条の規定による教科用図書)の採択(追加分)について」を議案として審議することといたします。

それでは、休憩といたします。再開はちょうど四十七、八分ですから、ちょうど四時からでよろしいですか。それでは一時休憩に入って、四時から再開いたします。

午後三時四十六分休憩

午後四時〇分再開

木島委員長

それでは、会議を再開いたします。

変更しました議事日程及び追加議案については、机上に配付いたしました。

議案

議案第五十三号 平成十七年度使用一般図書(学校教育法第一百七条の規定による教科用図書)の採択(追加分)について

木島委員長

それでは、議事に入ります。

「日程第五、議案第五十三号 平成十七年度使用一般図書(学校教育法第一百七条の規定による教科用図書)の採択(追加分)について」を議題といたします。

議案第五十三号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「議案第五十三号 平成十七年度使用一般図書(学校教育法第一百七条の規定による教科用図書)の採択(追加分)について」御説明いたします。

この百七条の規定に基づく教科用図書につきましては、養護学校及び小・中学校の心身障害学級において使用される図書でございます。

七月一日にまず教科用図書審議委員会から答申を受けて、その後協議をし、七月十六日の臨時教育委員会におきまして、議案第四十八号として御審議いただき、採択していただいたところでございますが、なおその後、学校から追加の希望がありましたので、再度この教科用図書審議委員会におきまして、審議いたしまして、八月五日、答申を受けました。

先ほど御協議をいただいて議案としてただいままとめましたので、それについて御説明をいたします。

この議案につきましては、二枚目のところに教科用図書（追加）というものがございます。これをよくごらんいただきたいというふうに思います。提案理由といたしまして、学校教育法第百七条の規定に基づく教科用図書を追加して採択する必要があるためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

よろしいでしょうか。

〔発言の声なし〕

御意見、御質問がなければ、「議案第五十三号 平成十七年度使用一般図書（学校教育法第百七条の規定による教科用図書）の採択（追加分）について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の発言〕

それでは、議案第五十三号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

木島委員長

木島委員長

木島委員長

閉

会

午後四時四分閉会

木島委員長

以上で本日の議事は終了いたしました。  
本日の教育委員会は以上で閉会といたします。